

四日市市給与条例附則第79条の規定による給料月額に関する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

四日市市長 森 智 広

#### 四日市市規則第49号

四日市市給与条例附則第79条の規定による給料月額に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、四日市市職員給与条例(昭和24年四日市市条例第15号。以下「給与条例」という。)附則第79条の規定による給料月額に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員に対する通知)

第2条 任命権者は、給与条例附則第79条又は第80条の規定の適用により職員の給料月額が異動することとなった場合には、市長が定めるところにより、当該職員にその旨を通知するものとする。

(補則)

第3条 この規則に定めるもののほか、給与条例附則第79条の規定による給料月額その他同項及び給与条例附則第80条の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(総務部人事課)